4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　返還を受ける者は、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　徳島市上吉野町３丁目35番地　国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課　電話088―654―9270

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

群馬労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間829円」を「１時間845円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

群馬労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間830円」を「１時間846円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

群馬労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間841円」を「１時間857円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

群馬労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間830円」を「１時間846円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

千葉労働局長　福澤　義行

第４号中「１時間872円」を「１時間887円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

千葉労働局長　福澤　義行

第４号中「１時間832円」を「１時間848円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間838円」を「１時間852円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

富山労働局長　山崎　英生

第４号中「１時間772円」を「１時間786円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

山梨労働局長　能坂　正徳

第４号中「１時間843円」を「１時間857円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

京都労働局長　井内　雅明

第４号中「１時間868円」を「１時間885円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

京都労働局長　井内　雅明

第４号中「１時間867円」を「１時間883円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

京都労働局長　井内　雅明

第４号中「１時間873円」を「１時間889円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府各種商品小売業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

京都労働局長　井内　雅明

第４号中「１時間818円」を「１時間837円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（平成26年京都労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

京都労働局長　井内　雅明

第４号中「１時間809円」を「１時間835円」に改める。